No. 479 2010年6月2日

2010年5月28日(金)読売新聞

ションの家主が借り主の 京都市内のワンルームマ

2審も借り主側勝訴更新料支払い訴訟

大阪高裁

2010年5月27日(木) 更新料に無効判決 (大阪高裁)

2010年5月28日(金)京都新聞

者の男性は2006 求できないとした。 る内容で、貸主側は請 を優先した不合理な制 の判決は今回で「無効」 料をめぐる訴訟の高裁 棄却した。入居者側の の利益を一方的に害す 者契約法に照らし無 新料を支払うとの条項 た一審京都地裁判決を 件となった。 开護士によると、

更新 こに賃料2カ月分の更 に合理的なものと言え 戦判長は

「更新料の慣 小めた訴訟の控訴審判 しよう貸主が入居者に き「更新料」を支払 更新料に無効判決 ムマンションに入 判決によると、入居 、貸主側の利益確保 は社会的に認められ 」として請求を退け 更新料の条項は消費 判決理由で紙浦健一 賃貸住宅の契約に基 大阪、高裁で3例目 契約には、2年ご 貸主側の控訴を

2010年5月28日(金)朝日新聞

世裁判決を 地裁判決を を支払 の控訴審判 とでる。 経で3例目 を支払 の控訴審判 とでる。 を支払 の控訴審判 とでる。 を支払 の控訴審判 とでる。 を支払 のでと、 に、未払いとな。 を支払 のでと、 を支払 のでと、 に、表述、 を支払 のでと、 に、表述、 を支払 のでと、 に、表述、 をするの更新料をめぐる。 をする。 のでと、 に、と、 をする。 のを賃料に反映でる。 をでる。 をでる。

家主側の控訴を棄却した。 家賃(5万3000円)2 価高騰がなくなった現在は った。 同市北区のマンションに入 家主側の請求を退けた一審 王が徴収し始めたもの。 分を資料に反映できない家 006年4月、2年契約で だ不合理な制度」 として、 京都地裁判決を支持し、 960年代に地価の高騰 更新料をめぐる高裁判決 紙浦裁判長は、更新料は、 08年春の契約更新時、 借り主側の3 男性は2 家主や管

USAGI通信はメールでの送信も可能です!!弊社ホームページhttp://3215.co.jp/からメールアドレスをお知らせ下さい。